

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 IFRcC003
- (2) 調達件名及び数量 米国サーモフィッシャーサイエンティフィック社製 Exploris240
年間保守契約 Exploris240 エッセンシャルサポートプラン 一式
- (3) 請負期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (4) 納入場所 国立大学法人大阪大学免疫学フロンティア研究センター

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘3番1号
国立大学法人大阪大学 免疫学フロンティア研究センター 会計係
電話 06-6879-4278
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和7年2月3日(月) 16時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

第2号様式

見 積 書

調達番号：IFReC003

調達件名：米国サーモフィッシャーサイエンティフィック社製 Exploris240
年間保守契約 Exploris240 エッセンシャルサポートプラン 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書(案)

請負の表示 米国サーモフィッシャーサイエンティフィック社製 Exploris240
年間保守契約 Exploris240 エssenシャルサポートプラン 一式

請負代金額 金 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学免疫学フロンティア研究センター拠点長 竹田 潔 と 受注者 との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 受注者は、別紙1「仕様書」に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 業務は、国立大学法人大阪大学微生物病研究所において、これをするものとする。
- 第5条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 第6条 受注者は発注者に対し、業務実施の都度、保守報告書を国立大学法人大阪大学免疫学フロンティア研究センター会計係に提出するものとする。
- 第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学免疫学フロンティア研究センター会計係に送付すべきものとする。
- 第9条 契約保証金は免除する。
- 第10条 受注者の故意又は過失により、発注者の建物・設備・装置を損傷させた場合は、その損傷について、受注者は賠償の責を負うものとする。
- 第11条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第12条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘3番1号
国立大学法人大阪大学
免疫学フロンティア研究センター
拠点長 竹田 潔

受注者

仕様書

請負の表示: 米国サーモフィッシャーサイエンティフィック社製 Exploris240

年間保守契約 Exploris240 エッセンシャルサポートプラン 一式

(内訳)

- Exploris240 (SN:MM10381C) エッセンシャルサポートプラン 701-058883
- VANQUISH COLUMN COMPART (SN:6505205) エッセンシャルサポートプラン 701-054216
- System Base Vanquish Flex エッセンシャルサポートプラン 701-J03957
- Vanquish Flex Binary Pmp (SN:8320430) エッセンシャルサポートプラン 701-055308
- Vanquish Flex Split Sampler (SN:8320977) エッセンシャルサポートプラン 701-054606
- Vanquish Diode Array D FG (SN:8320852) エッセンシャルサポートプラン 701-056120
- AT-24NC (SN:AU24169) エッセンシャルサポートプラン 701-J03867

1. 保守機器の構成

米国サーモフィッシャーサイエンティフィック社製

高分解能質量分析システム Exploris240 一式

2. 保守期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3. 機器の設置場所

微生物病研究所 本館1階 中央実験室

4. 保守の目的

上記1. の各装置が、常に正常な性能を発揮し教育研究に支障をきたさないよう受注者の責任において必要な点検、注油、調整及び部品の交換を行うものとする。

5. 保守の実施

保守点検の実施日時について、事前に研究室の担当者に連絡を取り承諾を得るものとする。

6. 保守の範囲

1) 定期点検(年1回)

受注者は、契約期間内に1回技術者を派遣し、定期点検を行うものとする。

2) 故障修理対応(回数無制限)

装置が故障した場合、発注者からの連絡により速やかに技術職員を派遣して必要な修理を行うものとする。

3) リモートサポートサービス

7. 保守の適用除外

次に定める事項は、保守の範囲外とする。

- 1) 通常と異なる使用、不注意又は誤用による故障及び損傷の修理
- 2) 天災その他不可抗力による故障及び損傷の修理
- 3) 発注者の要求による装置の改造
- 4) 保守の範囲を超える装置のオーバーホール又はこれに準じる作業
- 5) 受注者以外のものによる修理・改造に起因する故障及び損傷の修理
- 6) 受注者指定以外の部品・付属品・消耗品の使用及び他機器との接続に起因する故障及び損傷の修理
- 7) 受注者の営業時間以外における緊急の修理

8. その他

この契約の実施に関し、疑義が生じたときは、その都度、発注者と協議しその指示により円滑に処理するものとする。

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。